

「痴呆」に替わる用語に関する検討会開催要綱

1 検討会開催の趣旨

従来から一般的に使用されてきている「痴呆」という用語に替わる用語について検討を行う。

2 検討会の運営

「痴呆」に替わる用語に関する検討会（以下「検討会」という。）は、老健局長が有識者の参集を求めて開催する。

3 検討事項

「痴呆」に替わる用語について

4 検討方法

委員による議論の他、各種学会、医療・福祉関係者への意見照会及びホームページ等による国民への照会等を行うものとする。

5 その他

- （1）座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- （2）検討会は、原則として公開とする。
- （3）検討会の庶務は、厚生労働省老健局計画課痴呆対策推進室において行う。